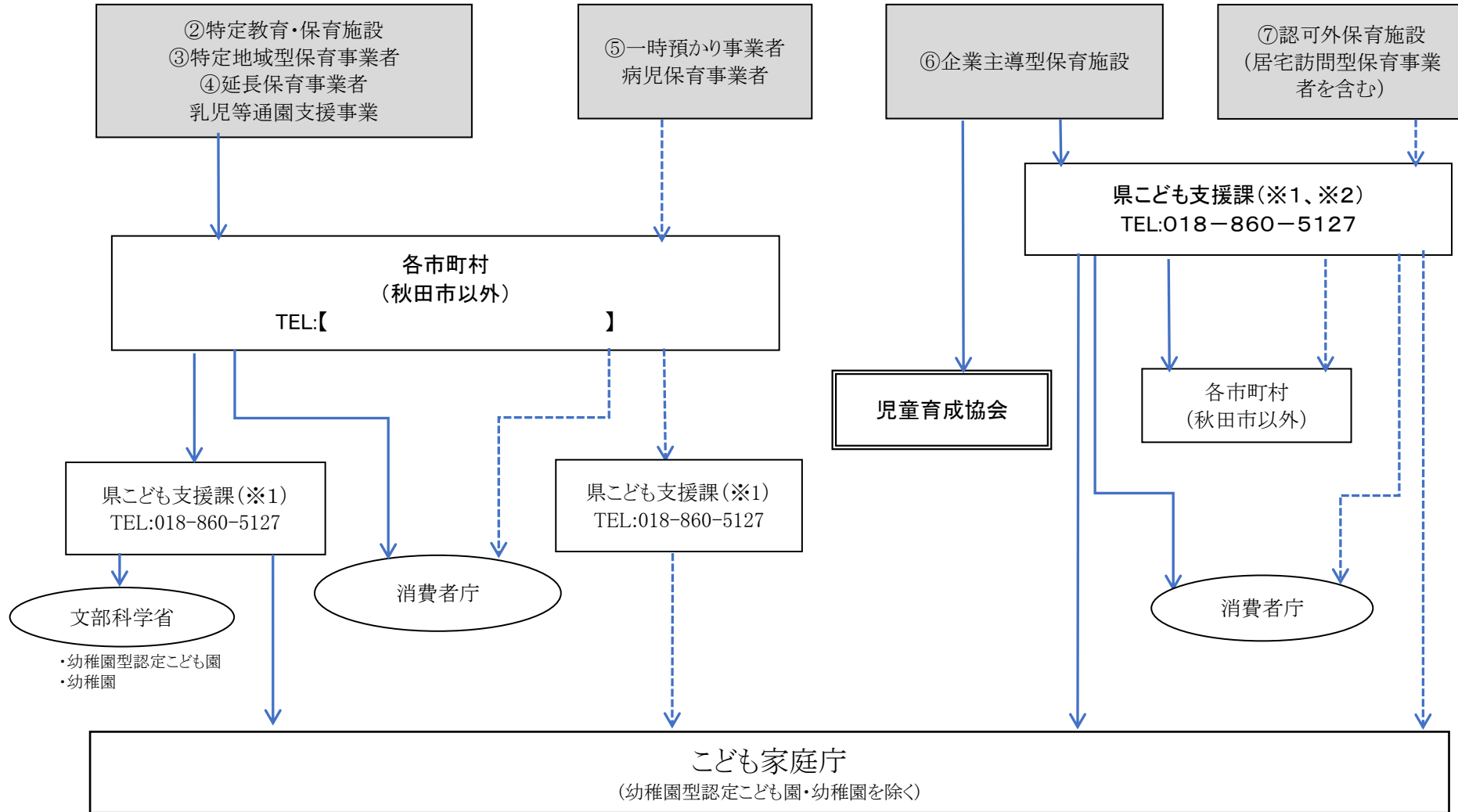


重大事故及び自動車への置き去り事故発生時の報告ルート(秋田市以外に所在する教育・保育施設等の場合)

【別紙1-2】



※1 子ども支援課に報告のあった内容は、それぞれ所管の教育事務所(北または南)と情報共有する

※2 児童福祉法施行規則の規定に基づき、県が市町村へ通知する

※令和8年4月制定